

令和7年杉並区教育委員会規則

規則番号	題名
33	杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年7月9日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第33号

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則（昭和63年杉並区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第8号中「（月曜日から金曜日までの日（祝日法に規定する休日を除く。）の午後2時までに入場した場合に限る。）」を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。